

富士見市アンケートモニター規約

(目的)

第1条 この規約は、富士見市（以下「管理者」という。）が市政に対する市民の評価、意向等を把握することを目的に運用する富士見市アンケートモニター制度（以下「モニター制度」という。）の登録者（以下「モニター」という。）の登録資格及び登録情報の管理並びに個人情報の取扱い等について必要な事項を定め、もってモニター制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(モニターの責務)

第2条 モニターは、インターネット（電子メールを含む。以下同じ。）を利用して、市政に関するアンケートの調査回答を行うことを責務とします。

(モニターの登録資格)

第3条 モニターとは、市政に対する理解及び協力の意志を有し、かつ、インターネットを利用することができる者であって、次の各号のいずれにも該当するものであり、本規約に承諾し、管理者所定の登録手続をすべて完了したものであるとする。

- (1) 富士見市内に在住し、在勤し、又は在学する満18歳以上である者
- (2) 本人が使用できる電子メールアドレスを取得している者

(モニターの任期)

第4条 モニターの任期は、登録した日から、第8条の規定により登録を取り消した日までとする。

(禁止行為)

第5条 モニターは、次に掲げる行為又はその恐れのある行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法律、条例その他の法令に反する行為
- (3) 他のモニター若しくは第三者を誹謗、中傷等する行為又はその恐れのある行為
- (4) 他のモニター若しくは第三者に不利益を与える行為又はその恐れのある行為

ある行為

- (5) 本モニター制度の運営を妨害する行為
 - (6) 虚偽の登録又は不正回答をする行為
 - (7) 同一人物による重複モニター登録又はなりすまし登録の行為
 - (8) その他管理者が不相当と判断する行為
- (登録内容の変更)

第6条 モニターは、登録内容に変更があった場合は、管理者が指定する方法により変更を行うものとする。

(継続の確認等)

第7条 管理者は、モニターに対し、モニターの継続の意思を確認することができる。

2 モニターは、前項の確認があったとき、モニターの継続を希望する場合は、管理者が指定する期間内に継続の手続きをしなければならない。

(登録の取消し)

第8条 モニターは、登録の取消しを希望するときは、管理者の指定する手続により届け出るものとする。

2 モニターは、第3条の資格を欠いた場合は、速やかに管理者の指定する手続により届け出るものとする。

3 管理者は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、モニターの承諾の有無にかかわらず、モニターの登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条の資格を欠いたとき。
- (2) 前条各号に掲げる行為を行ったとき。
- (3) 登録された電子メールアドレスに、3回以上連続してメールが到達しなくなったとき。
- (4) 前条第2項に規定する継続の手続を行わなかったとき。
- (5) その他モニターにふさわしくないと管理者が認めたとき。

4 登録の取消しに伴い、管理者はモニターの個人情報(メールアドレス等)を破棄するものとする。

(個人情報等の取扱い)

第9条 管理者は、モニターの登録時に収集した個人情報を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び富士見市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）の規定に基づき厳重に管理し、次に掲げる目的のために適正に取り扱うものとする。

(1) アンケートの実施

(2) アンケートの実施等について、電子メールの送信により案内すること

(3) アンケート結果の集計・分析

(4) その他管理者が特に必要と認める目的

（モニター登録情報）

第10条 モニターの登録情報は、管理者が一括して管理するものとする。

2 管理者は、メールアドレス等のモニター個人を識別することができる情報を除き、モニターの登録情報を本人の承諾なく第三者に開示することができるものとし、モニター個人を識別することができる情報を開示する必要性が生じたときは、管理者は事前にモニター本人の承諾を得るものとする。

（費用負担）

第11条 モニターの使用する機器、インターネットの使用に要する費用はモニターの負担とする。

（損害賠償）

第12条 モニターが本規約に違反し、管理者に損害を与えたときは、管理者は、当該モニターに対して損害賠償の請求を行うことができるものとする。

（免責事項）

第13条 登録情報と異なる電子メールアドレスにて、受・発信を行ったことにより当該モニターに不利益、又は損害が発生した場合、管理者はその責任を負わないものとする。

2 モニターがモニターとして第三者に発信する情報に関して、管理者はその責任を負わないものとする。

3 モニターからの個別の問い合わせや意見などについて、管理者の応答義務はないものとする。

4 管理者からモニターに対して発信された電子メール、又はモニターから管理者に対して発信された電子メールの不到達により当該モニターに不利益又は損害が発生しても、その原因及び理由を問わず、管理者はその責任を負わないものとする。

(回答内容の著作権)

第14条 アンケートに対しモニターが回答した内容の著作権は、すべて管理者に帰属するものとし、管理者は、その回答内容を自由に抽出・編集し、モニターの承諾なしに開示することができるものとする。

なお、登録情報の取扱いについては、第9条に定めるところとする。

(制度の内容の変更及び停止並びに中止)

第15条 管理者は、何らの告知なしに、及びモニターの承諾の有無に関わらず、本制度の内容の一部若しくは全部の変更又は停止若しくは中止をすることができるものとする。

2 前項に基づく本制度の内容の変更又は停止若しくは中止によってモニターに不利益又は損害が発生しても、管理者は、その責任を一切負わないものとする。

(本規約の変更)

第16条 管理者は、モニターへの事前の通知又は承諾なしに、本規約の変更を行うことができるものとし、変更を行った場合は、当該変更の内容を富士見市のホームページ上に掲示することにより、モニターに変更の通知を行ったものとします。

(附則)

この規約は、富士見市アンケートモニター制度実施要綱（令和2年告示第200号）の施行の日から施行する。

附則（令和5年3月30日決裁）

この規約は、令和5年4月1日から施行する。